

議案第84号参考資料

茨城租税債権管理機構規約改正新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条及び第2条省略 (機構の共同処理する事務)</p> <p>第3条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、市町村が賦課徴収することとされている<u>地方税に係る滞納事案</u>のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不能欠損処分をすることについての判定事務</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4条以下省略</p>	<p>第1条及び第2条省略 (機構の共同処理する事務)</p> <p>第3条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、市町村が賦課徴収することとされている<u>地方税及び国税に係る滞納事案</u>のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不能欠損処分をすることについての判定事務</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4条以下省略</p> <p><u>付 則</u> <u>この規約は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>